別紙２

調 理 師 業 務 従 事 者 届 記 入 要 領

１　基本事項

（１）氏名・ふりがな・年齢

調理師名簿に登録されている氏名を正確に記入し、ふりがなをふること。また、年齢の欄に令和８年 12 月 31 日現在における満年齢を記入すること。

（２）性別

該当するものを〇で囲むこと。

（３）現住所

令和８年 12 月 31 日現在の居住地を記入すること。

２　調理師名簿登録

（１）登録を受けた都道府県

該当するものを〇で囲み、「２ その他」の場合は（　）内に都道府県名を記入すること。

（２）登録番号・登録年月日

調理師名簿に登録されている登録番号及び登録年月日を記入すること。

３　業務に従事する場所

業務に従事する場所で該当するものを〇で囲むとともに所在地、電話番号、名称を記入すること。

なお、複数の場所で業務に従事している場合は、主たるものの一つについて記入すること。

また、「業務に従事する場所」の区分は衛生行政報告例記入要領及び審査要領（厚生労働省政策統括官）により以下のとおりとする。

（１）寄宿舎

学生又は労働者を寄宿させる施設

（２）学校

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、第 124 条に規定する専修学校及び第 134 条第 1 項に規定する各種学校

（３）病院

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院

（４）事業所

会社、工場、事業場、官公署、その他の事業所

（５）社会福祉施設

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条、児童福祉法（昭和 22 年法律

第 164 号）第 7 条、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 5 条第 1 項及び売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 36 条に規定する施設並びに社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する事業に係る施設

（６）介護老人保健施設

介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設

（７）矯正施設

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）第 3 条に規定する刑事施設、少年院法（平成 26 年法律第 58 号）第 4 条に規定する少年院、少年鑑別所法（平成 26 年法律第 59 号）第 3 条に規定する少年鑑別所

（８）飲食店営業

一般食堂、料理店、すし店、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェ、バー、キャバレーその他の食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業施設

（９）魚介類販売業

店舗を設け、鮮魚介類を販売する営業施設

(10) そうざい製造業

通常副食物として供される煮物、焼物、揚物、蒸し物、酢の物又はあえ物を製造する営業施設

(11) 複合型そうざい製造業

そうざい製造業と併せて食肉処理業又は菓子製造業、水産製品製造業又は麺類製造業に係る食品を製造する営業

(12) その他

（１）～（11）までに該当しない場所